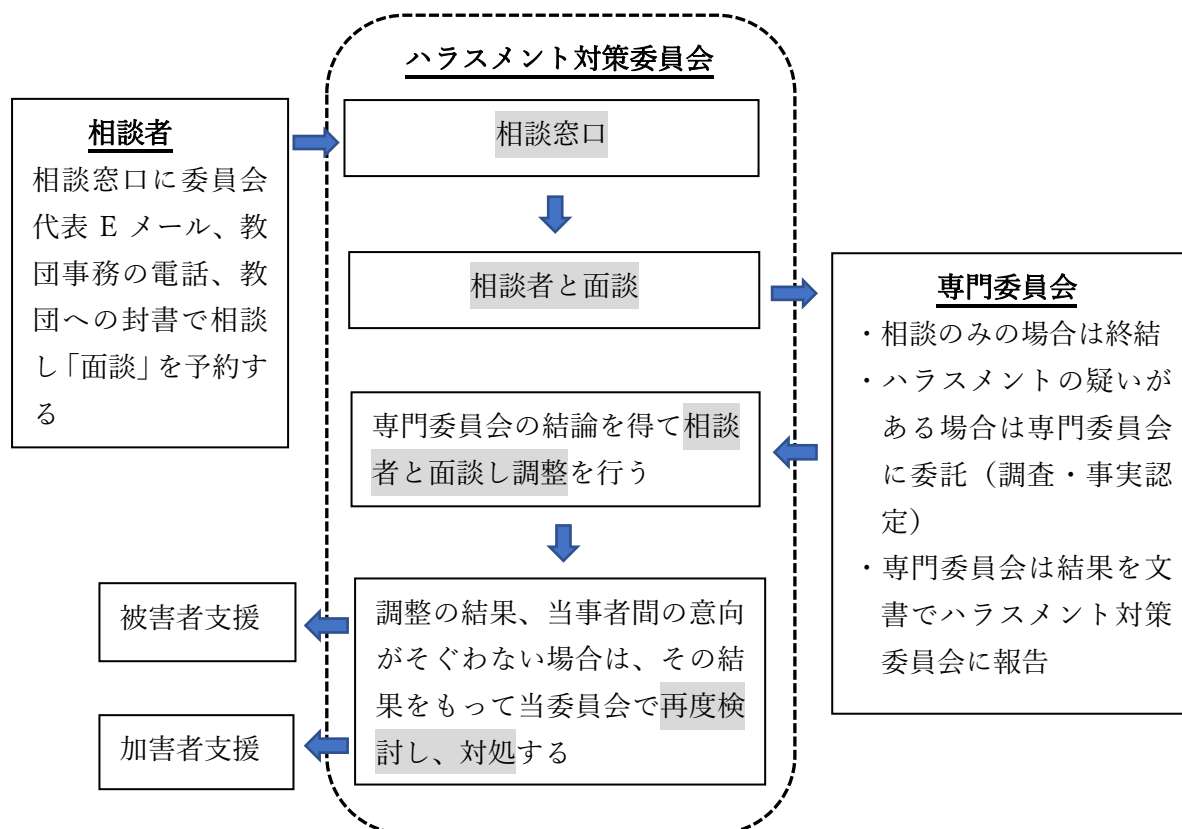


# 「ハラスメント対策委員会」運用マニュアル

## 1. 相談の受理と支援の流れ



- ・相談窓口の受付は、「ハラスメント対策委員会」代表 E メールあるいは教団事務の電話または教団への封書（「ハラスメント対策委員会宛」）とする。
- ・相談者との面談場所は、当委員会と相談者の話し合いで決める。また、面談には当委員会から 2 名以上が出席する。
- ・相談者が相談のみで良いと判断した場合は、終結とする。
- ・ハラスメントの疑いがあり、相談者が希望する場合は、専門委員会に委託して調査および事実認定を行う。

## 2. 専門委員会の構成と職務

当委員会は、専門委員会の委員として教団外部のクリスチャンの有識者 3 名を選任する。専門委員会の開催にあたり、予めリストアップした方の中から弁護士、心理職など 3 名を委員として選任する。専門委員会の委員長は互選とする。

専門委員会は、相談者と面談により調査及び事実認定を行い、その結果を当委員会に文書をもって報告する。専門委員会委員には、当委員会が定めた報酬および交通費を支払う。

### 3.当事者との調整

専門委員会の結論を得た上で、相談者および嫌疑者との面談を行う。双方が納得した場合は被害者、加害者への支援を行う。当事者間の意向がそぐわない場合、再度、当委員会で検討し、対処する。

### 4.被害者および加害者への支援

当事者の希望を確認し、支援を求める場合は、専門委員会に相談して支援者あるいは支援機関を紹介する。

2023年4月 1日 策定

2023年4月26日 文言訂正

日本聖契キリスト教団  
ハラスメント対策委員会